

令和8年度（令和7年分）申告相談時の持ち物 確認表

必 要 な も の	備 考	チェック欄
市民税・県民税申告相談のご案内		☐
令和8年度 市民税・県民税 申告書	分離課税等用の申告書が必要な方は、市民税課へお問い合わせください。	☐
マイナンバー（個人番号） のわかるもの・本人確認書類	持ち物、本人確認等については、別冊「令和8年度 市民税・県民税 申告書の手引き」3ページをご覧ください。	☐

◆前年中の所得に関する書類

所得の種類	必 要 書 類	備 考	チェック欄
営業所得 農業所得 不動産所得	収支内訳書	申告書発送時に、該当する方に同封しています。 お持ちでない方は市民税課までお問い合わせください。	☐
	収入と経費が分かる書類	帳簿、領収書 ※正しく記入された帳簿を持参する場合のみ領収書は不要です。ただし、 初めて申告する減価償却資産がある場合は資産購入時の領収書が必要です。	☐
利子・配当所得	収入と経費が分かる書類	支払通知書、特定口座年間取引報告書など	☐
給与所得	令和7年分の源泉徴収票	源泉徴収票がない場合は、支払証明書や給与明細など、 令和7年1月1日～12月31日の支払額が分かる書類	☐
公的年金所得 （日本年金機構、各共済 組合、各企業年金等）	令和7年分の源泉徴収票 （令和8年1月中旬に年金保険者 から送付されるものです。）	※年金振込通知書や年金額改定通知書等とお間違えのないよう ご注意ください。	☐
業務・その他雑所得	収入と経費が分かる書類	支払調書、領収書、個人年金払込のお知らせなど	☐
一時所得		一時金払込のお知らせなど	☐
譲渡所得		売買契約書、領収書など （土地収用による収入の場合は、公共事業用資産の買取り等の証明書）	☐

◆控除に関する書類（書類がない場合、控除を受けることができませんのでご注意ください）

控除の種類	必 要 書 類	備 考	チェック欄
医療費控除	医療費控除の明細書	令和3年度より領収書の添付や提示では申告することができません。	☐
	医療費通知（医療費のお知らせ）	医療費通知を利用して明細の記入を省略する場合のみ添付が必要です。	☐
医療費控除の特例	医療費控除の特例の明細書	令和3年度より領収書の添付や提示では申告することができません。	☐
社会保険料控除	国民健康保険税、 介護保険料、 後期高齢者医療保険料などの 支払額を証明する書類 ※納税通知書や保険料額決定通知 書は、証明書類になりませんの でご注意ください。	年金からの差し引きの場合・・・公的年金等の源泉徴収票 ※紛失した場合は、各年金保険者へ連絡のうえ、再発行を依頼してください。	☐
		金融機関窓口等で納付している場合・・・領収書 ※令和7年1月～12月に実際に支払った分のみ該当します。 領収日をご確認ください。	☐
		口座振替を利用している場合・・・口座振替済通知書	☐
		領収書等を紛失した場合・・・納付確認書 国民健康保険：市役所2階22番 納税課 介護保険：市役所2階27番 介護保険課 後期高齢者医療保険：市役所1階9番 国民健康保険課	☐
	国民年金保険料の控除証明・領収書	日本年金機構から送付されたもの。 ※領収書は控除証明書を提出できない場合のみ	☐
小規模企業共済等掛金控除	掛金払込証明書など	各健康保険組合の任意継続保険料など	☐
生命保険料控除			☐
地震保険料控除			☐
勤労学生控除	学生証または在学証明書	本人が勤労学生である場合	☐
障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳など	令和7年12月31日時点で手帳が交付されている場合に該当します。	☐
	障害者控除対象者認定書	令和7年12月31日時点で要介護認定を受けていることにより、 障害者控除を申告しようとする場合 （山形市で要介護認定を受けている方で一定要件を有する方は、 令和8年1月中旬に 介護保険課から認定証を発送しています。） ※介護保険証の提示では控除を適用することができません。 認定証を紛失した場合・・・市役所2階27番 介護保険課	☐
配偶者特別控除	配偶者の所得が分かるもの	配偶者の令和7年分の源泉徴収票、申告書の控え・写しなど	☐
特定親族特別控除	特定親族の所得が分かるもの	特定親族の令和7年分の源泉徴収票、申告書の控え・写しなど （特定親族の合計所得金額が58万円未満の場合は不要です。） 特定親族：別冊「令和8年度 市民税・県民税申告書の手引き」8ページ参照	☐
寄附金控除	寄附金の受領書・寄附金控除 に関する証明書など	ワンストップ特例の申請をされた方が申告書を提出する場合、ワンストップ 特例が無効となります。控除を受ける場合は申告書に全ての寄附金を記 入する必要があるため、忘れずに左記の書類を提出してください。	☐

※国外居住親族に係る同一生計配偶者・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族含む）の適用を受ける方は、他に提出・提示が必要な書類があります。詳しくは別冊「令和8年度 市民税・県民税申告書の手引き」9ページ
をご覧ください。

※電子申告する場合は確認書類のアップロードが必要です。